

# 江戸佩保存会会則

江戸佩保存会

## 第1章 総則

第1条 本会は江戸凧保存会（以下本会と言う）と称する。

## 第2章 目的

第2条

- (1) 本会は、江戸角凧の基本様式（形、骨組など）について伝統を尊重し、将来に向け伝承保存の役割を担う。
- (2) 本会は会員相互の親睦および技術の向上を図ることに努める。
- (3) 本会は営利を目的としない。

## 第3章 構成

第3条 本会は会員、家族会員、名誉会員、特別会員をもって構成する。

- (1) 会員は江戸角凧の愛好者とする。
- (2) 家族会員は江戸角凧に興味を持ち、本会の活動に協力できる会員の家族とする。
- (3) 本会に大きな功績を残した会員が転居、病気、高齢、その他の理由により本会での活動が著しく困難になったときは、名誉会員としてその功績を称える。
- (4) 本会に入会を強く希望する者が、遠隔地、その他の理由により本会での活動が著しく困難な場合は、特別会員としてメール等で情報交換する。

## 第4章 役員

第4条 本会には次の役員をおく。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・相談役 1名
- ・世話人 2名（会計1名、事務局1名）
- ・実行委員 若干名
- ・会計監査員 1名

## 第5章 役員を選任および役割

第5条

- (1) 会長は会員より選任される。
  - ・会長は、総会、役員会、凧揚げ例会などを招集し主宰する。
- (2) 会長は自薦あるいは他薦により選定され、総会（臨時総会を含む）で出席会員の半数以上の同意を得て承認される。
- (3) 副会長は会長が必要と判断したとき、会長が任命する。
  - ・副会長は会長を補佐し、会長に支障が生じた場合その任を代行する。
- (4) 相談役は会長が必要と判断したとき、会長が任命する。
  - ・相談役は会長の要請により、役員会に参加し協議する。

- (5) 世話人は会計1名、事務局1名を互選する。
  - ・会計は会費の徴収、管理、収支などを行い、年1回会計報告を行う。
  - ・事務局は会運営上の企画、事務連絡、その他諸事を担当する。
- (6) 実行委員は会長が必要と判断したとき、会長が任命する。
  - ・実行委員は目的とする企画や行事を実施する。
- (7) 会計監査員は会長が委嘱する。
  - ・会計監査員は会計の監査にあたる。

## 第6章 役員の任期

第6条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 副会長の任期は1年とする。
- (3) 相談役の任期は1年とする。
- (4) 世話人（会計、事務局）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (5) 実行委員は目的とする企画、行事が終了した時点を以ってその任を解く。
- (6) 会計監査員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第7章 入会・退会・除名

第7条 入会及び名誉会員・特別会員は、会員の半数以上の同意と会長の承認を以て決定する。

第8条 入会者は、本会の定める半天代及び会費を払い込み、特別会員は半天代のみを払い込む。

第9条 本会は、本人の意思による脱会の申し出があった時は、速やかに承諾する。

第10条 会費を2年以上滞納した時、又は2年以上無断で会合を欠席した時は、脱会したものと判断する。

第11条 脱会者へは、会費前納金を返却しない。

第12条 会則に照合して著しく逸脱、又は不適正とみられる行為があったときは、会長以下役員会で審議し会員半数以上の同意と会長の判断によって除名を決定できる。

## 第8章 事業

第13条 本会は次の事業を行う。

- (1) 年度の初めに総会を開催する。
- (2) 凧揚げ合宿を開催する。
- (3) 各地で開催される凧揚げ大会に参加する。
- (4) 勉強会を兼ねた例会を随時行う。
- (5) 江戸凧保存会ニュースを発行する。
- (6) ホームページのメンテナンスを行う。

## 第9章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他により支弁する。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 入会時の半天代は実費とし、年会費は会員5,000円、家族会員・名誉会員・特別会員は不要とする。

第17条 会費の運用は世話人の協議決定とするが、会長の承認を必要とする。

第18条 立て替え払い等の支払、回収は1年以内とする。

## 第10章 附則

第19条 慶弔、儀礼に関する参加の是非、費用の決定は役員協議とする。

第20条 会則の改正は会員半数以上の同意と会長の承認を以て決定する。

第21条 本会の決定事項の採決に欠席する時は、採決の諾否を会長に一任するものとする。

第22条 脱会者が所有していた半天は、本会が10,000円で買い取る。

## 第11章 履歴

(1) 昭和55年8月24日会員三分の二以上の賛成承認により本会則が成立した。

(2) 昭和59年6月24日緊急例会で会員三分の二以上の賛成承認により一部改正(4項)と追項(1項)した。

(3) 昭和60年5月12日の例会で慶弔制度が成立した。

(4) 昭和63年4月の総会に於いて会計監査が決定成立した。

(5) 平成22年5月29日会則全般を見直し承認された。

(6) 平成23年5月28日の総会において、入会金を改め、半天代として実費を徴収することに変更した。(第14条、16条)

(7) 平成25年5月25日の総会において、慶弔制度を廃止した。(第22条)

(8) 平成25年5月25日の総会において、家族会員の会費を取りやめた。(第16条)

(9) 平成25年5月25日の総会において、半天の買取りを新設した。(第22条)

(10) 平成27年5月30日の総会において、会計年度を変更した。(第15条)

(11) 平成27年5月30日の総会において、年会費の金額を変更した。(第16条)

(12) 令和元年6月1日の総会において、名誉会員・特別会員を新設した。(第3、7、8、16条)